名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会の今後のスケジュール（案）
《準特定地域指定期間（3か年）及び指定期間満了後の取り組み》

資料2

第4回　WG

- 平成27年10月2日（金）
- 準特定地域計画（名古屋のタクシー日本一戦略）素案概要版審議
- 及び「**今後の協議会の進め方検討**」

➤ 第4回WGで「戦略素案骨子案」に合意があったとき
➤ 第3回協議会に提案する素案全文を全構成に送付

第3回協議会（11月9日）で提案

第3回「協議会」

- 平成27年11月9日（月）
- 準特定地域計画（名古屋のタクシー日本一戦略）
- 素案審議・同意
- 「**今後の協議会の進め方**」

➤ 各主体における活性化事業等の企画立案（実施）
➤ （新WG）「戦略」の目標実施状況等確認（新ワーキング）

新ワーキング開催

第4回「協議会」

- 平成28年4～5月頃を予定
- 準特定地域計画の進捗状況、目標達成度の確認等
- 戦略の見直し協議（意見交換・情報交換）

➤ （新WG）「戦略」の目標実施状況等確認（新ワーキング）
➤ 必要に応じて戦略の「目標」「施策・事業」の変更及び追加

新ワーキング開催

第5回「協議会」

- 平成28年10～11月頃を予定
- 準特定地域計画の進捗状況、目標達成度の確認等
- 戦略の見直し協議（意見交換・情報交換）
- 指定期間満了後（指定基準から外れる場合）の取扱

➤ 【以下、第5回協議会の審議に応じて（必要に応じて）】
➤ （新WG）「戦略」の目標実施状況等確認（新ワーキング）
➤ 必要に応じて戦略の「目標」「施策・事業」の変更及び追加

新ワーキング開催

◆ 準特定地域指定期間（3か年）満了
◆ 以降の協議会は、満了後の状況に応じて開催（平成29年1月26日以降）

- **平成26年1月27日指定⇒平成29年1月26日満了**
- 3か年経過・指定基準を満たしていれば延長の可能性あり（3か年）
- 3か年の指定期間中にあっても指定基準から外れる場合は準特定地域指定を解除
- 特定地域指定基準に合致した時点で特定地域協議開催
- 以上の状況を確認して、準特定地域指定期間満了後の開催方法を検討します。

第6回以降の「協議会」

準特定地域指定期間（3か年）満了後の協議会開催